



はまゆう

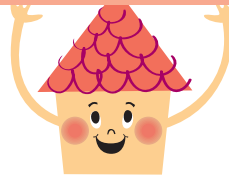
第32号

編集・発行
神奈川県行政書士会
横須賀・三浦支部

「行政書士」は、へらへらに役立つ書類の作成や、許認可の手続をお手伝いする国家資格者です。
本誌は神奈川県行政書士会 横須賀・三浦支部が年一回発行する雑誌であり、全ての記事は横須賀と三浦の行政書士が執筆したものです。



ハッピー終活のための 住まい整理法



少し前まで「シユウカツ」と言えば、漢字で「就活」、学生さんの就職活動を指す言葉でした。しかし、昨今さかんにマスコミに取り上げられるようになった新語は「終活」です。終わる活動とは、もの悲しい響きがありますが、これに積極的に取り組もうとする方々が増えているのです。私達は、いつか必ず人生との別れの時を迎えます。その時、残される家族の手間が減るように、今から準備しておくことはとても大切でしょう。今回は終活のなかでも、住まいの整理について詳しくお話しさせ

ていただこうと思います。

1 片付けと遺品整理

終活の中での整理ということで、大きく分類されるのが、このふたつです。「片付け」は、元気なうちにご本人が自分のために不要な物を処分して、スッキリすること。「遺品整理」は、ご本人が亡くなった後に、残された家族が遺品を処分することです。もしも生前多くの片付けをしておけば、それだけ遺品整理の手間が少なることになります。この片付け、そう簡単にはいきません。長年生活して蓄積した物の量はたいへん多く、それらを取捨選択するには、まず健康な体、そして強い判断力が必要となってきます。処分に困るもののベスト3は次のとおりです。

① 着物 これに関しては、金額が高いものなので、なかなか手放す決断は

付かないと思います。ちなみに業者さんの買い取り価格は、購入時の10分の1いくかどうか！あまりに低い金額ですが、手元に残したところの後々着てくれる人が現れないかもしれせん。



② 写真 思い出とともに多くのアルバムがあることでしょう。実はこれが、遺品となると一番捨てられないものとなってきます。残されたご家族にとって二度と会えない故人の写真を処分することは、あまりに辛いものです。これは、ご自分の手で一足先に天国へと送っていただき、思い出は心の保管箱にしまっておきたいだけ幸いです。また、ベストショット20枚を選んでおくと、人生の濃縮された振り返りができて、また感慨深いものではないでしょうか。



③ 冠婚葬祭の引き出物 ある方のお宅では、収納スペースの半分が引き出物で占領されていたとのこと。数十年前から引き出物は、薄暗い押し入れの中で出番を待っているかもしれま

せん。タオル・シーツ等にシミが付いていた場合はともかく、陶磁器のようなものなら、リサイクル業者さんが価格をつけてくれるでしょう。この機会に何が出てくるか調べてみてはいかがですか。



2 行政書士からの整理ワンポイント

最後になりましたが、整理のときに、我々行政書士からのご提案をさせていただきます。通帳・権利証・契約書は、必ずその保管場所をどなたかにお伝えください。これらのものの存在を知らないばかりに、後の手続きが滞ってしまふことがあります。よく泥棒に見つからないように隠しておくとおっしゃる方がいますが、泥棒でも見つけられない場所を、ご家族が見つけ出すのは、きつと至難の業でしょう。さらに、ご自身の「財産リスト」と作成してみると、円満な財産の引継ぎを考える上で、たいへん参考になるものです。今後の相続のことで気になることがあります。ならば、お近くの行政書士事務所までどうぞお気軽にご一報ください。ハッピー終活を皆様とご一緒に考えさせていただきます。

（増井裕美子）

大切なペットへの 贈り物



～飼い主さんの
“もしも”に備える～

皆さんの中には犬や猫を飼っている方が少なからずいらっしゃると思います。

犬や猫が好きな人にとっては、彼らがそばにいてくれることで癒されたり生活に張り合いが持てると感じていらっしゃる方が多いと思います。

ところで、日本は世界でも指折りの長寿国として知られています。しかし、人間だけではなく私たちの身近な存在のペット、特に犬や猫も以前と比べて格段に長生きするようになってきているの皆さんはご存知でしょうか。

昔なら、犬や猫の寿命はせいぜい4～5年でした。ところが、今や13～15年生きるの普通の時代になってきました。約3倍も寿命が延びた原因は何かと言えば、室内飼いが増えたこと、法律で決められている狂犬病予防接種を初め、その他の病気をカバーするワ

クチンの接種が一般的になってきたこと、ノミ・ダニの駆虫や蚊が媒介するフィラリアの予防薬の投与も行われるようになってきたこと等が挙げられます。

人間もペットも長寿になったことはとても喜ばしいことですが、その一方で飼い主がペットより先に亡くなってしまうたり、飼い主が病気や高齢になって十分に世話が出来なくなったりした結果、飼えなくなったペットを代わりに世話してくれる人が見つからず野山に捨てられたり、動物保護センターに持ち込まれたりといったケースが出てきています。

人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的として作られた「動物の愛護及び管理に関する法律」には、飼い主の責任として、自分がペットとして飼った動物がその命を終えるまで飼うことを求めています。

では、どうしたら人間の状況に関わらずペットがその命を終えるまで、世話をしあげられるでしょうか。その方法には、いくつかあります。



『遺言書』：飼い主さんが死亡した後、ペットの世話をしてくれることを条件に残された財産の一部を受け取ることが出来るよう誰かを指定する文書を残して置く方法。

『死因贈与契約』：自分が亡くなった時にペットを世話してくれる人と予め約束して文書に残して置く方法。

『任意後見契約』：自分がまだ元気なうちに、将来認知症等になった時に後見人になってくれる人と結んでおく約束で、その中でペットについても配慮されるようにお願いしておきます。

『信託契約』：ペットとその飼育費に充てる財産を誰かに託して、将来自分がペットの世話が出来なくなった時に代わって世話をしてくれる約束をしておく方法。この場合、ペットと飼育費を託された人が必ずしもペットの世話を必要はなく、他の人に飼育費を渡して世話をお願いする形を取ることが出来ます。

これらの方法を一つだけではなく、いくつか組み合わせる用意しておくことでより一層将来起こり得るいろいろな場面に対応することが出来ます。

あなたも大切なペットへの贈り物として、自分の“もしも”の時に備えてペットを守るための具体的な方法をこの機会に考えてみるのはいかがでしょうか。

(秋山 徳子)





横須賀市内では、毎日多くの外国人を見かけます。平成25年度末現在、本市に在住する外国人は、4,570人で前年度に比べて増加しました。このうち3割近くがフィリピン国籍で、次に朝鮮・韓国です。市内で見るアメリカ人は、ほとんどが米軍人や軍属で、「日米地位協定」の下で駐留していますが、入国管理局の把握している外国人ではありません。

横須賀は、軍港として栄え戦後「旧軍港市転換法」に基づいて膨大な旧軍用財産の転用が図られました。新聞などでは、沖縄が政治問題化されているため「在日米軍専用施設」の74%が沖縄県に集中していると説明され、沖縄が強調されていますが、日米共用の施設は含まれておらず、実際は、「在日米軍基地」はその数で75%、面積で8割近くが本土にあります。つまり、主要基地横須賀は、アメリカ人を含めるといかに外国人関係の生活・法務問題が多く発生しているか想像できると思います。

国籍を問わず、飲食業のようなビジネス・相続や養子縁組など民事問題・金銭貸借・結婚離婚・交通事故・入管関係手続・帰化など様々な問題が発生します。これらの法務を扱っているのが行政書士なのです。しかし、外国人の場合、日本人と異なりいろいろな法律上の問題が発生します。

例えば、日本の「民法」には「相続」「相続人」という言葉があります。では、日本法の相続をアメリカの言葉にぴたりと直せるのでしょうか。日本では、相続は死亡によって開始され、亡くなった人の財産に属する権利義務は、全て相続人が承継します。

しかし、アメリカでは一般にそうならないのです。アメリカでは、州によつてルールが異なりますが、人が亡くなると下級裁判所の下で財団の様なものが形成されそれを管理する人が選ばれ、ルールに従って遺産が処分されて残余のものが分配されます。これをプロバートと言います。日本の検認と相続手続全般を含むものです。

ここには、日本のような「遺産分割」「限定承認」「遺留分」などの概念はありません。日本では、戦前家制度があり長子相続も多く、戦後は法定相続が浸透しましたので「遺言」はメ

ジャーではありませんでしたが、欧米では、「遺言」は日本以上に使われます。Wills & Testament と呼ばれます。もともとWillsは、主に不動産、Testament は動産についての遺言です。欧米では、「遺言」がある場合とない場合の適用法律が異なることが多いです。問題は、日本で言う「相続」に関連した言葉にどのような英語が使われるかということです。法律英和辞典などを見ても分りにくいです。どの場合にどの英単語が使わって良いのかが判別できないからです。

日本では、「相続」と一言で全ての財産に使います。しかし、米国では「遺言」の有無、また財産の内容によつて単語が違ってくるのです。英語で「遺言」のない相続の場合、無遺言で「遺言」と言います。相続財産によつても言葉が違います。例えば、不動産を取得した人（相続人）をheirといます。金銭などを取得した人（相続人）をlegateeと言います。金銭以外の動産（宝石など）を取得したり、遺贈で受け取ることをbequestというので、「相続」をまとめて一つの日本語にすると、一般的な言葉では良いですが法的に無理がでてきます。

日本法では、「遺言執行者」が遺言の執行や財産管理をします。アメリカ

では一般に、personal representative（人格代表者）が選任されますが、これは総称で、遺言がある場合executor（遺言執行者）、ない場合はadministrator（遺産管理人）と呼ばれます。

ほんの一例ですが、英語の相続専門用語は、日本語に訳せないものがあり、また日本の法律用語をそのまま英語にすることは、リスクがあります。すぐれた翻訳者でも、法律的専門用語の訳を間違えるとトラブルになります。私も何度もそのような事案に接してきました。外国人の持っているバックグラウンドは、まちまちで、日本の常識から判断すると時々失敗してしまいます。

行政書士の中には、このような外国人の案件を取り扱っている者もいるのです。

（横須賀三浦支部 廣瀬 聖）



自分で遺言書を書くときの注意点

遺言書の作り方には、代表的に公正証書遺言（公証人に作成してもらうもの）と自筆証書遺言（自分で作成するもの）があります。今回は、自分で作成するときの注意点を述べます。

自筆証書遺言は、民法968条により、その方式が厳格に定められています。この要件を欠くと遺言書が無効になる恐れがありますので注意が必要です。それは次の通りです。

(1) 自筆であること

自分の手で書いたものであること。パソコンやタイプライターで作成したものは無効です。コピーしたものも無効ですが、黒カーボン紙を入れて自筆複写したものは有効です。また、他人の介添え（手添え）で書いたものもトラブルの元となりますので止めましょう。

(2) 内容が具体的であること

「自宅は長男に相続させる」と書いても、自宅を2軒所有している人もいますし、物件が特定できません。自宅の土地だけなのか建物も含むのかも不明です。「馬堀海岸2丁目19番地11の自宅土地と建物」などと特定できるように具体的に書きましょう。

(3) 日付

平成27年8月5日などと特定日を記載します。8月吉日などの記載は無効となります。27年8月末日や27年の誕生日という記載は、年月日が特定できますので有効です。

(4) 署名

自分の実氏名を自著します。通称やペンネーム等是有名人なら通用しますが、一般人は止めたが賢明です。後日のトラブルの元となります。

(5) 印鑑・押印

実印がベストですが、認め印でも構いません。印影が判読できるようキッチリと押印してください。

(6) 訂正の仕方

一般文書の訂正（間違いを二本線で消し、そこに訂正印を押す）とは異なり、訂正方法が民法968条で厳格に定められています。訂正するよりも書き直す方がベストですが、訂正する場合は専門家（行政書士等）に相談されるのが無難です。

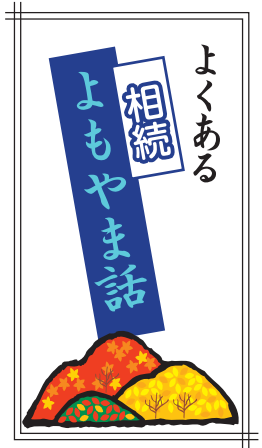
◆その他の注意点

- ① 2分の1、3分の1などと書くよりも、〇〇は長男に、△△は次男になどと、個別特定した方がスッキリして良い。
- ② 不動産は共有にしない方が良い。のちのち権利関係、利用関係が複雑となり不都合が生じやすい。
- ③ 「長男に相続させる」と書いておいても、もしも長男が遺言者より先に死亡した場合は、その部分は無効になります。それを防ぐには「もしも長男が遺言者より先に死亡した場合は、その分は長男の子□□に相続させる」等と記載しておくのもひとつの手です。これを**予備的遺言**といいます。
- ④ **遺言執行者**を指定しておく、相続発生時の相続手続き（登記手続き）等が何かとスムーズに運びます。
- ⑤ 遺言は何度でも書き換えてよい。一番後から書いた新しいものが有効となります。
- ⑥ 遺言をつくる時は、同じものを2～3通作成して、数人で別々に保管する。1通だけだと所在不明になる恐れがあります。
- ⑦ 法律上で相続人に最低限認められた**遺留分**を考慮した遺言内容とする。遺留分を無視した遺言書は、本人が死亡した後で相続が争族に発展する危険性をはらんでいます。



不明な点は専門家（行政書士等）に相談しましょう。

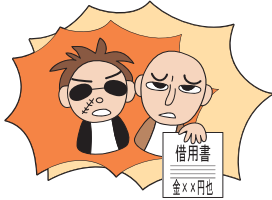
（ABC相続・遺言相談センター
行政書士 笹淵 昌雄）



① 隠し子がいた

相続手続きをするときは、被相続人（死亡した人）の戸籍を出生にまで遡って調査します。その結果、親兄弟、親戚も知らなかった認知した子がいることが判明することがま、発生します。認知されていれば相続人となります。

② 幼少時に両親が離婚して、その後の数十年間は音信がなかった実父が多額の借金を残して死亡した。その借金の債権者が「父親が残した借金を子供（相続人）であるあなたに返済してほしい」と請求してくることがあります。この場合は、相続放棄をすることができます。



③ 相続放棄をしたい

プラスの財産より借金の方が多い場合は、相続開始から（知ったときから）3カ月以内に家庭裁判所に相続放棄の

申立をすれば、相続を放棄できます。（借金を相続しないで済む）

④ 爺さんの相続がそのままにしてある
祖父が亡くなって何十年も相続手続きをしないままにしてあることがあります。相続手続きに期限はありませんが、年数が経過すればするほど、相続関係人数が増えたり、関係者の所在不明等が発生したりして手続きが面倒になります。死後できるだけ速やかに行った方が事はスムーズです。

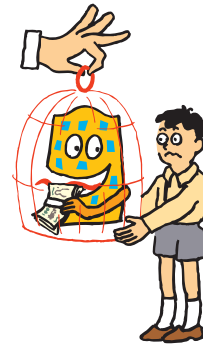


⑤ 遺産が不動産1つだけ

相続人が数人いた場合に、分けようがありません。共有にすると、その後の権利関係、利用関係が複雑になり不都合が生じ易くなります。この場合は、不動産を売却して売却代金を相続人で分配する換価分割という方法を探ることがあります。

また、場合によっては、誰か一人がその不動産を取得（相続）し、取得した人が他の相続人へは相続分に見合うだけの金銭を支払うという代償分割という方法もあります。

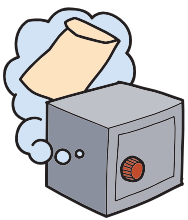
また、多くの不動産が遺産として残されたが、現金遺産が少ない場合は、納税のため不動産を売却するということがになります。被相続人（親など）は不動産以外に現預金も残してやること大切です。



⑥ 遺言書が2通も出てきた
後から書かれた新しいものが有効です。

⑦ その遺言書は「無効」と主張する人がいる
この場合は、家庭裁判所で真偽の審判をしてもらうことになります。

⑧ 封をしてあった「自筆遺言書」を開封してしまった
それでも遺言書の効力には影響ありません（有効）。しかし、その遺言書によって合法的な相続手続きを行うには、家庭裁判所に持ち込み「検認」という手続きを行う



必要があります。「検認」の済んでいない遺言書では、その後の不動産の名義変更等ができません。

⑨ 遺留分を請求したい

被相続人が残した遺言書によると、何も貰えるものが無いとしても、配偶者、子供、直系親ならば、法律上で確保されている貰い分（遺留分）があります。請求の方法に特に定めはありませんが、一般的には内容証明郵便で請求します。（時は1年間）



⑩ 親より子供の方が先に死んでいた
この場合、親の遺産は子供の子供（孫）が相続します。これを代襲相続と言います。

⑪ 相続人、受遺者が死亡していた
遺言書の中に「○○に相続させる」と書いてある該当者○○が先に死亡していた場合は、遺言書はその部分については無効（無かったもの）となります。

（ABC相続・遺言相談センター）
行政書士 笹渕 昌雄



相談者：Q
回答者：A

Q…すいません、家のお墓のことでちよつと困ってます。

A…どうなされたのですか？

Q…実は、近くのお寺に先祖代々の墓があるのですが、今度公営の墓地に移そうと思ってるんです。市役所からは、もらった申請書に住職のサインをもらうよう言われたのですが、住職に話したら50万円払わなければ許可しないなどと言われてしまってます。

A…それは大変でしたね。

Q…移す先の方でも結構お金を払うことになってるし、石屋さんの代金もあるんです。どうしたらいいですかね。

A…お寺の規則で離れるときにお金を払わなければいけないとか決められていたり、管理料の支払いをしていない等の事情はありませんか？

Q…そういったことは無いです。

A…確かに、改葬許可を申請する際、管理者から焼骨等を埋蔵している証明をもらうことになってます。ただし、証明がもらえない場合には別の書類をつけて申請を受け付けても構わないことになって

います。

Q…ということは、住職にお金を払わなくていいんですね。

A…そうですね。本来、管理者には証明を拒否する権限はないので、事前に離壇料の取決めがなければ支払う必要はありません。受け付けた役所が、墓地管理者に指導したうえで、管理者が応じなければそのまま許可を下りません。代わりに書類で何が必要かは地方公共団体で決めることになっていきますので、担当の窓口にお問い合わせしてください。

Q…わかりました。

A…もう一つの方法として、包括宗教法人に苦情を申し立ててみてはいかがでしょうか。一般的に総本山とか言われているところですね。これまでの経緯と、本山より指導してもらいたい旨を文書にして送ってみると、住職に証明するよう指導してくれることもあります。

Q…なるほど。

A…注意してほしいのですが、嘘や過度な脅し文句は書かないことと、宗派違いにならないようによく調



べてから送ってください。どこに属しているかは、県政情報センター等で宗教法人名簿を閲覧したり、そのお寺の登記事項証明書や、宗教法人のホームページに組織図があればそこで確認します。

※この相談はあくまで一例です。ケースによって異なりますのでご注意ください。

著作権の私的使用を目的とした複製について

無断で他人の著作物を使用することは、著作権侵害となってしまうのですが、著作権法第30条で、私的な使用を目的とした複製については著作権が制限される（著作権者の承諾なしで複製出来る）とされています。私的な使用を目的とした複製が許されるにはいくつかの条件があります。

① 個人的または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用すること
を目的とした複製であること。

（家庭内）その他これに準ずる限られた範囲内という文言が示すところが分かり難いのですが、これについては、「例えば親密な特定少数の友人間、小研究グループがこれに該当すると考えられる」（文化庁HP「著作権なるほど質問箱」より）とされています。ま

たこの範囲内であっても、仕事で使用することを目的とした複製は、私的利用を目的とした複製にはならないようです。

② 使用する者が複製すること。

複製したモノを友人にあげてしまったりすると、複製物の目的外使用（私的な使用が目的じゃないですね）となってしまうようですので注意しなければなりません。

③ 公衆が使用する為に設置している自動複製機器を使って複製しないこと。

公衆が使用する為に設置してある自動複製機器とは、例えばコンビニにあるコピー機のことです。ではコンビニのコピー機を使うと著作権侵害になってしまうのかというとそうではありません。当分の間、文書又は図画の複製に使う自動複製機器は条文のいう自動複製機器には含まないとされています（著作権法附則第5条の2）。もし公衆が利用できるように設置された、録音や録音するための自動複製機器があったとしたら、それを利用することは著作権侵害となる可能性があります。

④ 技術的保護手段の回避により、複製を行わないこと。また、技術的保護手段が回避されたものと知りながら、複製を行わないこと。

市販またはレンタルされている映



日常生活の基礎講座

行政書士会のADRをご存知ですか

—自転車事故で話し合いが必要になったら— 法務省認証の「かいけつサポート」民間調停機関です。

1 平22年12月に法務省から第84号として神奈川県行政書士会を事業主体として「行政書士ADRセンター 神奈川」として認証され発足しました。

2 ADRは、「民間調停機関」で法曹界をはじめ金融や医療など様々な分野で現在、活動しております。

「調停」は、裁判所の専権でしたが、裁判員制度とともに規制緩和の一環として法務省が法律に基づき認証を与えた団体にその権能を許すものです。

よって、ADRは、「裁判外紛争解決」機関と称されます。

3 神奈川県行政書士会のADRセンターでは、次の紛争の調停を取り扱います。

- ①自転車事故に関する紛争
- ②外国人の就労・就学に関する紛争

4 自転車事故に関する紛争について

自転車同士の衝突、自転車と歩行者の衝突及び自転車事故から発生する物損事故などに関する事故による紛争の解決に向け登録された調停人が支援します。

自転車は、道路交通法の適用を受ける軽車両ですが、自動車の運行と大きく相違して運転免許証もなく順法精神が希薄であるうえに、高齢者から少年まで幅広い年齢層が手軽に利用しております。

最近では、事故の甚大化が社会問題となっております。



さらに、自動車保険のような危険担保が十分でないため、多様な紛争の原因となっております。

5 外国人の就労・就学に関する紛争

外国人の職場環境への不満、外国人学生が学校等への不満に関する紛争の解決に支援します。

各国の通訳の準備は、外国人支援団体との連携により、外国人の主張に不安がないようにしております。

守秘義務は守られます。まず相談下さい。

6 調停人は、規則に従って、研修トレーニングを修了した調停人候補者名簿から選任します。行政書士の守秘義務のほかに調停人としての守秘義務を負っています。

また、調停に適した調停室及び当事者控え室を準備しております。

7 神奈川県行政書士会横須賀・三浦支部には100人を超える会員が、事務所を開設しております。紛争解決が必要になったときは、お近くの支部会員に相談して下さい。

行政書士ADRセンター神奈川の連絡について

横浜市中央区山下町2 産業貿易センタービル7階
045-577-6322

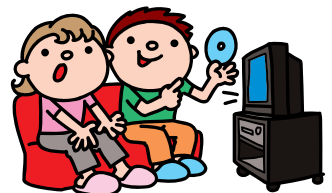
横須賀市役所、各行政センター、横須賀警察署や各警察署および自転車販売店にチラシを置かせて頂いております。

自分では私的な使用のために複製しているつもりでも、うっかりすると著作権侵害となってしまうおそれがあります。そんなことにならないよう十分注意しながら、著作物の使用を楽しみましょう。

(中村 勝晃)

⑤違法にアップロードされた著作物を、違法アップロードと知りながらダウンロードしないこと。
インターネット上では著作権者に無許可で公開されてしまっている音声や映像の著作物があります。違法にアップロードされたものとなりながらダウンロード（デジタル方式の録音又は録画）をしてしまうと著作権侵害になってしまいます。

画DVDにはコピープロテクションが付いています。このコピープロテクションを取り除いた上で複製すると著作権侵害になります。また、コピープロテクションが解除された著作物ということを知って複製することも、著作権侵害となるようです。コピープロテクションの付いていない音楽CDを携帯音楽プレーヤーにダビングして楽しむことは問題ありません。



行政書士の社会貢献

「行政書士は、国民と行政のきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。」

これは私たち行政書士が業務に取り組み際に念頭に置かなければならない行政書士倫理綱領の一文ですが、この考え方は業務にとどまることなく、社会貢献という形で行政書士会、行政書士一人一人が日々地域で実践しています。

会が取り組んでいる社会貢献としては、無料相談会の開催・ADRセンターの設立・成年後見サポートセンターの設立が挙げられます。また、個人としては、町内会の役員や民生委員等を務められている方も多くいます。さらに、ここ数年では、自転車のルールやいじめ問題等をテーマにした小中学生に講演会を開催する法教育の推進、大学生のインターンシップ受け入れ、都道府県・市町村との災害時協定（大規模災害時における相談業務等の被災者支援）の締結に取り組んでいます。

私たち行政書士会横須賀・三浦支部においては、これまで市や商工会議所での無料相談会や市民公開講座を開催していますが、今後は先進的な取り組みを進めている会や支部、個人になり、小中学生向けの法教育出前ト

ク、職業体験やインターンシップの受け入れ、有事における災害時協定の締結に積極的に取り組むとともに、横須賀・三浦支部ならではの活動を考え、実践することです。「市民と行政のきずな」として真に身近で頼れる街の法律家として姿を見せていきたい、そのように考えています。

(阿部 敏博)



編集後記

行政の「合理化」が進み手続が中央へ集中する中、「横須賀市」「三浦市」が生き残るために必要なことは何でしょうか。「合理化」を地方にとって「不便」としないためには、行政機関との連絡をスムーズにすることが必要です。私共行政書士は行政との連絡を業務として認められた国家資格者であり、横須賀・三浦にとって「合理化」を「便利」と同義にするために果たせる役割は大きいはず。本誌『はまゆう』が行政書士の業務を皆様知っていただく一助になれば幸いです。

編集部

成年後見についてのご相談は・・・

一般社団法人 コスモス成年後見センター 神奈川支部 (通称 かなさぼ)

電話 045-222-8628 (13:00~16:00)

ホームページ <http://www.kanasapo.com/>

講師派遣も行っております。

行政センター 無料個別相談

横須賀市・三浦市の各行政センターで毎月一回、無料個別相談を実施しています。

追浜・衣笠・久里浜 各行政センター	第1火曜日 13:30~16:30
田浦・大津・北下浦 各行政センター	第2火曜日 13:30~16:30
逸見・浦賀・西 各行政センター	第3木曜日 13:30~16:30
横須賀市役所本庁舎	第4木曜日 13:00~16:00
三浦市役所市民サービス課お客様センター	第4火曜日 13:00~16:00

※横須賀市役所本庁舎の相談は当日整理券配布による予約制です。

※三浦市役所は事前の電話予約 (046-882-1111 内線319) が必要です。

詳細は横須賀・三浦支部ホームページ (<http://yokosukamiura.client.jp/ym-soudan.html>) でご確認ください。